

議案第〇〇号

宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）2月25日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例

宝塚市立健康センター条例（昭和62年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1健康増進法等に基づく検診の部前立腺がん検診の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第〇〇号

宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立健康センター条例(昭和62年条例第18号)新旧対照表
(現行)

別表第1(第5条関係)

種別	金額		
健康増進法等に 基づく検診	基本健康診査	1件	1,000円
	胃がん検診	1件	1,000円
	肺がん検診(間接撮影)	1件	400円
	喀痰細胞診(肺がん検診受診者で ^{かくたん} 喀痰細胞 診が必要なものに限る。)	1件	800円
	大腸がん検診	1件	500円
	乳がん検診	1件	1,500円
	子宮がん検診(^{けいぶ} 頸部細胞診)	1件	1,000円
	肝炎ウイルス検診	1件	800円
	前立腺がん検診	1件	1,300円

(改正案)

別表第1(第5条関係)

種別	金額		
健康増進法等に 基づく検診	基本健康診査	1件	1,000円
	胃がん検診	1件	1,000円
	肺がん検診(間接撮影)	1件	400円
	喀痰細胞診(肺がん検診受診者で ^{かくたん} 喀痰細胞 診が必要なものに限る。)	1件	800円
	大腸がん検診	1件	500円
	乳がん検診	1件	1,500円
	子宮がん検診(^{けいぶ} 頸部細胞診)	1件	1,000円
	肝炎ウイルス検診	1件	800円

宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例の制定について（概要）

1 改正の理由・経緯

宝塚市立健康センターで実施するがん検診のうち前立腺がん検診については、下記2（2）の任意型検診に位置付けられており、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下、「指針」という。）には示されておらず、県からは国の推奨するがん検診以外の検診の実施は推奨しない旨、通知を受けています。

現在実施している下記2（1）の対策型検診の安定した実施とともに、より必要性の高い事業の予算を確保するため、前立腺がん検診を廃止することとし、宝塚市立健康センター条例の一部を改正しようとするものです。

2 対策型検診と任意型検診について

（1）対策型検診

指針に含まれている胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん検診をいい、対象集団におけるがんの死亡率減少を目的として有効性が確立されている検診であり、市民が検診による利益を公平に受けられるよう公的資金を投入して実施すべき検診とされています。

（2）任意型検診

指針に含まれていない前立腺がん検診等をいい、がんの死亡率減少に関する証拠が不十分であり、個人が自身の考えのもとで死亡リスクを下げるために受診するものとされています。

3 改正の内容

宝塚市立健康センターで実施する前立腺がん検診の廃止に伴い、別表第1（第5条関係）中、前立腺がん検診の項を削除するものです。

（改正前） 前立腺がん検診 1件 1,300円

（改正後） 削除

4 施行期日

令和7年（2025年）4月1日

5 参考

（1）前立腺がん検診対象者 50歳以上の男性

（2）令和5年度受診者数 5,401人

（健康センター1,205人、市内実施医療機関4,196人）

なお、市内実施医療機関で行う前立腺がん検診についても廃止します。